

# 徳島県 交通遺児育成会

奨学金や新生活支援金等の給付を通して、交通遺児の皆さんに就学の支援を行っています。



あなたの  
夢のチカラに…



徳島県交通遺児育成会とは、保護者が交通事故で死亡、もしくは、重度の後遺障害を負った場合、その児童及び生徒が心身ともに健やかに育成されることを願い、昭和44年8月1日に設立された団体です。徳島県知事を会長に、現在県下約90の団体が加盟しており、この会員からの分担金等の他、御理解いただいた皆様からの寄附金を浄財とし、交通遺児の皆様をサポートさせていただいております。

※詳しくは、県庁内の徳島県交通遺児育成会事務局（☎088-621-2287）まで御連絡ください。

徳島県交通遺児育成会からのお知らせ

# 小学生・中学生・高校生等<sup>※1</sup>の保護者の皆様へ

徳島県交通遺児育成会では  
交通遺児(保護者が交通事故で死亡もしくは重度の後遺障害<sup>※2</sup>)の  
皆様に**奨学金を給付し**、就学を支援しています。

## 奨学金支給対象者

徳島県内に住所があり、小学校、中学校、高等学校等<sup>※1</sup>に  
在学している児童・生徒

## 支給額

一人につき **180,000円** (月額 15,000円)  
**年額**

※1 小学校入学から満18歳に達した日の属する学年が終わるまで(中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校を含む)

※2 自動車損害賠償保障法施行令別表第1又は別表第2に掲げる後遺障害の第1級から第3級までのいずれかに該当する場合



その他に、「新生活支援金」・「年末プレゼント」・「優良児童・生徒表彰」等の事業もしています。

# 奨学金は返還の必要がありません

お問い合わせ・ご相談

## 徳島県交通遺児育成会

〒770-0870 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県消費者政策課内

TEL.088-621-2287 FAX.088-621-2979



※徳島県交通遺児育成会では、子どもたちをサポートして下さる団体を募集しています。

※個人・団体の皆様からの寄附を受付けております。御協力をお願いいたします。

●県では、犯罪被害遺児(故意の犯罪行為により、父母等が死亡、又は父母等に重度の障害が残ったお子さん)に対する支援も行っています。詳しくは、県消費者政策課までお問い合わせください。